

平成 19 年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ指摘事項等への対応状況

研究開発名： イノベーション創出基礎的研究推進事業

	指摘事項等	対応状況
3. 評価結果	<p>「イノベーション創出基礎的研究推進事業」は、生物系特定産業分野における技術革新の基となる技術シーズの開発とそれらの実用化を推進するとともに、これらの研究開発を担う若手研究者やベンチャーを育成すること等を目的として、競争的資金制度により基礎・応用段階の研究を推進するものである。これまで独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「（独）農研機構」という。）が実施してきた競争的資金制度である「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」と「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」との統合・見直しを行い、平成 20 年度から新たに同機構において実施しようとするものである。</p> <p>本事業においては、総合科学技術会議が示した競争的資金制度の改革方向に沿って制度設計・事業運営の検討が行われ、また、イノベーション創出の観点から、基礎から応用までの研究をシームレスに支援する事業体系の構築、若手研究者の育成やベンチャー育成を行う仕組みの整備等の改善を行うこととしている。また、農林水産業・食品</p>	

	<p>産業等の新たなイノベーションの創出に向けて、ハイリスクであることや異分野融合に配慮し、独創的研究に対する支援や優れた人材の育成の強化を図るため、資金規模を拡充して予算要求している。</p> <p>競争的研究環境の整備促進の観点から、このような競争的資金制度の改革方向に沿った取組は着実に推進すべきである。その際、<u>本事業において計画されている個別研究課題の採択審査やその評価を行う体制については、イノベーションの創出や、透明・公正な審査・評価の実施の観点からみると、農林水産関係分野の研究者が中心で人員数も少ないことから、抜本的な見直しが必要である。すなわち、産業界の人材等も活用し、広範な分野構成で人員も拡充した体制を構築することが不可欠である。</u></p> <p><u>本事業については、イノベーションの創出に繋がる、透明・公正で合理的な個別研究課題の審査・評価を行う体制を、まず構築すべきである。その上で以下の事項に取り組みつつ、実施することが適当である。</u></p>	<p>○ 先の指摘事項を踏まえ、選考評価委員（技術シーズ開発型）において、理学、薬学、工学、医学分野の委員を新たに追加。（別添１）</p> <p>また、20年度から第一次書類審査を導入した。21年度には一次書類審査の質の向上を図るため、1課題当たりの審査員数を3名から6名に増員（21年度第1次書類審査員438名）。</p>
<p>①農林水産業・食品産業の発展を支える基礎的研究の重点的な推進</p>	<p>本事業は、農林水産業・食品産業等の発展に関連する広い分野の基礎・応用研究を対象として、研究者の創意に基づいた研究課題の提案を公募して技術シーズの開発やそれらの実用化を推進するものである。しかしながら、投資する研究資源に</p>	

<p>について</p>	<p>は限りがあることから、本事業により推進する研究分野を、将来に向けて展望される農林水産業・食品産業の発展方向等に関連付けた分野に重点化していくことが重要である。</p> <p><u>このため、中長期視点にたつて研究開発を推進すべき重点分野を示して、それに関する具体的な研究課題を募集する等、重点的に研究開発を推進する仕組みとすべきである。</u></p> <p>また、若手研究者の育成やベンチャーの育成への仕組みに関しては、既存事業における若手枠の採択率が極めて低いことや、農林水産・食品分野の実用化研究にはある程度の期間が必要となるものが多いことを踏まえた事業運営が必要である。</p> <p><u>このため、若手研究者の自立支援や、ベンチャー育成に繋がる研究成果の創出をより促進する観点から、本事業において計画されている若手研究者枠の1件当たりの研究費やベンチャー育成枠の研究期間等の運用を弾力化すべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産技術会議事務局が定める「農林水産研究基本計画」では、今後10年間程度を見通して重点的に取り組むべき課題を重点目標として示しており、それに則り重点分野を設定し公募要領に明記。(別添2) ○ 若手研究者育成枠については、研究機関数に応じた予算枠の設定を廃止し、弾力的な研究費の配分に努めるとともに、1課題当たりの研究費の上限も引き下げたこと(4千万円→3千万円)により、採択率が向上(19年度10%→20年度12%)。 ○ ベンチャー育成枠については、研究終了時に高い評価を得た課題の継続実施を可能とした。
-------------	---	---

<p>② 制度評価の実施と制度改善への活用について</p>	<p>本事業は（独）農研機構が運営費交付金を財源として実施する事業であることから、農林水産省はその実施状況等を（独）農研機構の独法評価において確認・評価することとしている。</p> <p>しかしながら、本事業は競争的資金制度として位置付けられ、総合科学技術会議が示した競争的資金制度の改革方向に沿った見直しが行われているものである。このことにかんがみ、この改革方向に沿って、<u>（独）農研機構において、外部の意見を聴きつつ、定期的に制度評価を行い、その結果を制度改善に結びつけていく仕組みを整備すべきである。</u></p> <p>さらに、<u>事業実施までの間に現行の事業のレビュー等を適切に行い、その結果を具体的な制度設計に反映すべきである。</u></p>	<p>○ 事業開始後3年目の22年度に（独）農研機構が制度評価を実施することとしており、今年度中にその仕組みを整備する予定。</p> <p>○ 左記の指摘を踏まえ、20年1月に旧事業のレビューを実施。（別添3）その結果を踏まえ、新事業において、①府省庁共通開発管理システムの導入、②全ての不採択課題への不採択理由の通知等を実施。</p>
<p>③ 研究成果のシームレスな普及・実用化について</p>	<p>本事業で得られた研究開発成果については、実用化研究制度への円滑な移行の促進や中小企業技術革新制度（日本版S B I R制度）の活用を促進すること等により、農林水産業・食品産業等の現場への普及や施策推進への活用、新事業・新産業の創出に結びつけていくこととしている。</p> <p>農林水産業・食品産業等の抱える技術的課題は多様で緊急性が高いものが多いことから、<u>本事業</u></p>	

	<p>で得られた研究開発成果の一層の活用促進が図られるよう成果情報の整備・広報等の取組を強化すべきである。</p>	<p>○ 従来より、終了課題の成果発表会の開催、ホームページへの掲載など、成果の普及に努めてきているところであるが、左記の指摘を踏まえ、成果情報をデータベース化し検索機能を加えるなど、ユーザーが利用しやすいシステムにホームページ全体を改善（20年度より着手し、今年度中に利用可能）。</p> <p>また、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」のPO及びPDに対し、優れた成果を上げつつある課題に関する情報を提供。</p>
--	---	---